

所得税・市県民税

申告相談のお知らせ

市では、所得税及び市県民税の申告相談を次のとおり行います。

申告を忘れてしまうと、各種証明書等を発行することができなかつたり、国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなるなど支障をきたすことがあります。必ず期限内に申告してください。

●受付会場

- ・南河内地区会場（南河内庁舎北側別館会議室）
- ・石橋地区会場（石橋庁舎3階会議室）
- ・国分寺地区会場（国分寺庁舎隣 国分寺公民館内IT研修室）

●受付期間

2月16日(木)～3月15日(木)（土・日を除く）

●受付時間

午前の部は9時～11時 午後の部は1時～3時30分

【日程は別表（9ページ）のとおり】

●申告相談に必要なもの

- ・印鑑
- ・前年中の収入金額と必要経費のわかる書類（給与や年金の源泉徴収票や事業所得の収支内訳書等）
- ・社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料等）の支払金額を証明するもの
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳など障害を証明するもの
- ・その他各種控除を受ける方は、それらの証明書または領収書（医療費控除、住宅ローン控除等）
- ・銀行などの本人名義の口座番号（還付を受ける場合に必要です）

●その他

譲渡所得（株式等）・贈与所得・青色申告・過年度申告などをされる方は栃木税務署（栃木商工会議所大ホール）にて申告してください。

※最初の一週間及び申告期限間際は大変混雑する傾向にあります。できるだけ対象地区の割り振りにご理解いただき、混雑緩和にご協力ください。

問い合わせ先

税務課 ☎40-5554

栃木税務署からのお知らせ

東日本大震災により被害を受けられた皆様へ

東日本大震災により、ご自身や扶養親族の方などが所有する住宅や家財などに被害を受けられた方は、震災特例法の適用により、平成22年分又は平成23年分のいずれかの年分を選択して、所得税の軽減等の措置を受けることができます。電話による相談や申告受付を随時行っておりますので、詳しくは栃木税務署までお問い合わせください。栃木税務署の所得税申告会場は栃木商工会議所大ホールです。

※土・日曜日は開設していませんが、郵便もしくは信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

※開設期間中は、栃木税務署庁舎での申告相談を行っていません。（開設期間以外は税務署が会場となります。）

※申告会場では、現金納付の窓口業務は行っていませんので、ご了承ください。

※栃木商工会議所では、電話等でのお問い合わせを行っておりません。

※混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

●問い合わせ先

栃木税務署 ☎0282(22)0885（代表）